

一般財団法人NHK財団
共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する
助成事業実施規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 助成金の申請・交付（第5条－第17条）
- 第3章 助成事業者の義務（第18条－第20条）
- 第4章 助成事業の実施状況の整理及び報告等（第21条－第23条）
- 第5章 助成金交付決定の取消し等（第24条－第26条）
- 第6章 補則（第27条・第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人NHK財団（以下「当法人」という。）の定款第4条第1項第10号に定める助成に関する事業の実施について、必要な事項を定め、同事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（助成の基本原則）

- 第2条 本助成事業は、別に定める「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金設置・運用規程」に基づき管理・運用される基金を原資として実施する。
- 2 当法人は、助成金の交付にあたっては、公平性、公正性、透明性及び効率性を確保し、放送ネットワークの維持・効率化等に資するものとなるよう努める。

（定義）

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- （1）助成金 当法人が、この規程に基づき、当法人以外の者に対して交付する金員をいう。
 - （2）申請事業 助成金の交付の対象となる事業をいう。
 - （3）申請事業者 助成金の交付を申請する者をいう。
 - （4）助成対象事業 助成金の交付対象となる事業をいう。
 - （5）助成事業者 助成金の交付を受けて助成事業を行う者をいう。
 - （6）運営委員会 公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関として、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、当法人に設置される委員会をいう。
 - （7）基金運営事務局 助成金申請等の受付事務、助成金申請等内容の確認、審査案の作成、申請事業者からの問い合わせ対応等の事務を行う組織をいう。

（運営委員会）

第4条 運営委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業運営委員会規程」に定めるところによる。

第2章 助成金の申請・交付

(申請事業者)

第5条 申請事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものであって、本事業の趣旨に照らし、助成金を交付することが適切であると運営委員会が認める者とする。

- (1) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号の基幹放送事業者又は同条第24号の基幹放送局提供事業者その他、地上基幹放送の放送設備を所有し、これを地上基幹放送事業者に貸与している者であること。
- (2) 申請事業の計画に従ってこれを遂行するために必要な経理的基礎及び技術的能力があると認められること。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力のいずれでもなく、また、これらが経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする法人及び団体でないこと。
- (5) その他申請事業者として不適当と認められる行為がなかったこと。

2 申請事業者は、申請事業につき助成金の交付決定がなされたときは、この規程を遵守して助成事業を実施しなければならない。

(申請事業者の募集・申請書類)

第6条 申請事業者の募集方法、申請書類その他の募集及び申請に関する事項は、助成対象事業ごとに別途定める実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(助成対象事業の要件)

第7条 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 条件不利地域における小規模中継局の更新工事・共用化工事の事業（大規模災害時の復旧工事を含む）
- (2) 極微小電力中継局（ミニサテライト局）の更新工事の事業（大規模災害時の復旧工事を含む）
- (3) ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業

2 前項の事業は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 計画及び実施方法が、目的を達成するために適切であること。
- (2) 実施して得られる効果が、特定の者の利益にのみ寄与するものと認められないこと。

3 第1項各号の要件は、実施要領でそれぞれ定める。

4 第1項第3号の事業への助成の要件については、NHKとの協議により、将来の技術革新その他放送メディア環境の変化等に応じた放送事業者等による協議の結果を踏まえて具体化を行う。

(助成交付決定手続等)

第8条 基金運営事務局は、第5条及び第7条の要件に適合する助成対象者及び助成対象事業について、申請事業者から提出された申請書類に基づき、申請事業の内容及び助成対象経費の妥当性等について確認を行い、理事長に助成対象事業の選考案（以下「選考案」という。）を提出する。

2 理事長は、前項の規定により提出を受けた選考案を運営委員会に諮問する。

(助成対象事業の選考)

第9条 運営委員会は前条の諮問を受けた選考案について、実施要領に基づいて助成対象事業を選考する。

- 2 運営委員会は、前条の選考結果を理事長に答申し、理事長は理事会の承認決議を受けて助成対象事業を決定する。
- 3 前項に定める選考結果は、適切な方法により公表するものとする。

(助成金交付の額)

第10条 第7条第1項第1号及び第2号の事業に対し、前条第2項で決定した助成対象事業に交付する助成金の額は、別途定める助成金の適用範囲の工事等に要する経費（以下「助成金対象経費」という。）の5分の2とする。

- 2 助成対象事業による交付額は、地域の公平性を考慮し、地域ごとの対象局所数などに応じて設定する助成金の上限額目安の範囲内であること。ただし、理事会の承認を得た場合には、上限額の目安を変更することができる。

(助成金の交付の決定の通知)

第11条 理事長は、第10条の規定により助成金の交付額を決定したときは、その旨及び決定した助成内容その他必要な事項を申請事業者に通知する。

(助成金の交付の辞退)

第12条 助成事業者は、前条の通知を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとするときは、その理由を記載した書類を遅滞なく基金運営事務局に提出しなければならない。

- 2 理事長は、助成事業者から前項の書類の提出があったときは、運営委員会の意見を聴いて、当該申請に係る助成金の交付の決定を取り消すものとする。

(助成事業計画の変更等)

第13条 助成事業者は、助成事業に係る事業計画又は実施内容（工事を伴う場合には工事内容を含む）を変更しようとする場合は、変更申請を行うものとする。変更申請の可否を判断する手続は、第9条の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、突発的な事象により放送ネットワークの維持に支障が生じ、速やかな対応が必要と認められる場合には、基金運営事務局は、事後の報告を条件として、必要な指示を行うことができる。

(事業終了の実績報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が終了した日から起算して30日以内に、実施要領が規定する書式により、実績報告書その他の実施要領が定める書類を基金運営事務局に提出しなければならない。

(助成金の助成額の確定手続等)

第15条 基金運営事務局は、前条の規定により提出された実績報告書等に基づき、助成事業の実施内容及び経費の妥当性等について確認を行い、理事長に確定案を提出する。

- 2 理事長は、前項の規定により提出を受けた確定案を運営委員会に諮問し、運営委員会の答申を受けて、助成金の額の確定案を決定する。
- 3 理事長は、前項の規定による運営委員会の答申結果を踏まえ、理事会の承認を得て助成金の額を確定する。

(助成金の助成額の確定通知)

第16条 理事長は、前条第3項の確定をしたときは、その旨及び確定した助成金の金額等を助成事業者に通知する。

(助成金の交付)

第 17 条 当法人は、前条の通知後に、当法人が指定する期日限り、決定した助成金を一括して助成事業者に対して交付する。

第 3 章 助成事業者の義務

(善良なる管理者の注意)

第 18 条 助成事業者は、この規程及び助成の趣旨に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(助成金の目的外使用及び設備等の譲渡等の禁止)

第 19 条 助成事業者は、助成事業に係る助成金を他の用途に使用してはならない。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けて整備した設備等について、当法人への届出・承認を得ることなく、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄その他の処分をしてはならない。

(名称等の変更の届出)

第 20 条 助成事業者が、名称、定款、代表者若しくは住所を変更したとき又は解散したときは、遅滞なく基金運営事務局に届け出なければならない。ただし、助成事業の実施が終了した日の属する事業年度の終了後 5 年を経過したときは、この限りでない。

第 4 章 助成事業の実施状況の整理及び報告等

(助成事業の実施状況の整理および報告)

第 21 条 基金運営事務局は、事業年度ごとに、助成事業全体の実施状況について整理を行い、助成金申請及び交付の状況、助成金の執行状況、今後の見通し等を取りまとめ、その内容を運営委員会及び理事長に報告する。

2 当法人は、前項により取りまとめた助成事業の実施状況について、公平性、公正性及び透明性の確保の観点から、適切な方法により公表するものとする。

(報告徴収)

第 22 条 基金運営事務局は、助成事業の適正を期するために必要があると認めるときは、助成事業者から随時報告を求めることができる。ただし、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後 5 年を経過したときは、この限りでない。

(監査)

第 23 条 当法人は、助成事業の適正な実施を確保するため、助成事業の実施状況等を踏まえ、定期的に、又は必要があると認めるときは、助成事業を監査することができる。

第 5 章 助成金交付決定の取消し等

(助成金の交付決定の取消し)

第 24 条 助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当法人は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金申請者から、交付決定後に助成金の交付を辞退する旨の届出があった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を得、又は交付を受けた場合
- (3) 助成事業を中止した場合

- (4) 助成事業を遂行する見込みがなくなつたと認められる場合
- (5) 一部基幹放送事業者が事業から離脱するなど、助成の条件から外れた場合
- (6) 前条に規定する監査を拒み、妨げ又は忌避した場合
- (7) 助成金を当法人が指定した目的外に使用したものと認められる場合
- (8) 助成金の交付を受けて整備した設備等につき、当法人の承認を得ることなく、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄その他の処分をしたものと認められる場合
- (9) その他この規程又はこの規程に基づく決定に違反したと認められる場合
- (10) 法令又は定款に違反する行為をする等著しく運営の適格性を欠くと認められる場合

(助成金の返還請求)

第 25 条 当法人は、前条に基づき、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関しすでに助成金が給付されているときは、その全部又は一部について、助成事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(延滞金)

第 26 条 助成事業者は、前条に基づき助成金の返還を求められた場合において、これを指定期限までに納めなかったときは、実施要領に定めるところにより、延滞金を当法人に納めなければならない。

2 当法人は、前項においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第 6 章 補則

(改廃)

第 27 条 この規程を改廃する場合は、事務局長が起案し、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2026 年 7 月 24 日から施行する。